

### 3 監査対象団体に対する県の支援等の状況

#### (1) 団体設立後の経過年数の状況

設立後、30年以上経過したものが27団体となっており、長期間経過している団体が約5割を占める状況となっていた。

本部等名	総団体数		10年以上	20年以上	30年以上	40年以上	50年以上	不明
		10年未満	20年未満	30年未満	40年未満	50年未満		
統括本部	2		1				1	
くらし環境本部	4	1	1	1	1			
健康福祉本部	3					2	1	
農林水産商工本部	7	1	3	2				1
生産振興部	7	1	2	2			1	1
県土づくり本部	5		3	1				1
交通政策部	4	1	1	1			1	
経営支援本部	1							1
教育委員会	23	3	3	1	1	9	5	1
警察本部	2				1	1		
総計	58	7	14	9	5	13	9	1

#### (2) 行政財産使用許可の状況

「使用許可が必要」な18団体のうち、6割を超える11団体において未許可の状況となっていた。

本部等名	総団体数	使 用 許 可 が 必 要(A)	(A)のうち、 許可なし	(A)のうち、 許可あり(B)	(B)のうち、使 用料免除あり	(B)のうち、管 理費免除あり	使 用 許 可 不 需 要
統括本部	2						2
くらし環境本部	4	3	2	1	1	1	1
健康福祉本部	3	1	1				2
農林水産商工本部	7	2	1	1	1		5
生産振興部	7	1	1				6
県土づくり本部	5	1			1	1	4
交通政策部	4	1	1				3
経営支援本部	1	1	1				
教育委員会	23	6	4	2	2		17
警察本部	2	2		2	2		
総計	58	18	11	7	7	1	40

### (3) 県職員の団体役員就任状況

県職員が団体役員に就任している団体は47団体あり、役員に就任している県職員の人数別団体数は下表のとおりとなっていた。

本部等名	総団体数	1団体当たりの県職員の役員就任数					就任団体数(計)
		1人	2人	3人	4人	5人以上	
統括本部	2	1	1				2
くらし環境本部	4	2		1		1	4
健康福祉本部	3			1			1
農林水産商工本部	7	4	3				7
生産振興部	7	2	1			1	4
県土づくり本部	5	2				2	4
交通政策部	4	2	1			1	4
経営支援本部	1					1	1
教育委員会	23	1	2	1	1	14	19
警察本部	2					1	1
総計	58	14	8	3	1	21	47

### (4) 県職員の団体業務従事状況

県職員が団体業務に従事している団体は57団体あり、団体業務に従事している県職員の人数別団体数は下表のとおりとなっていた。

本部等名	総団体数	1団体当たりの兼務県職員数				県職員従事団体数(計)
		2人	3人	4人	5人以上	
統括本部	2			2		2
くらし環境本部	4		1		3	4
健康福祉本部	3		2	1		3
農林水産商工本部	7		1	2	4	7
生産振興部	7		1	3	3	7
県土づくり本部	5		2	2	1	5
交通政策部	4			1	3	4
経営支援本部	1				1	1
教育委員会	23	3	6	3	11	23
警察本部	2			1		1
総計	58	3	13	15	26	57

## (5) 県職員の団体会計事務担当状況

県が団体会計事務に関与している団体は56団体あり、会計事務を担当している県職員の人数別団体数は下表のとおりとなっていた。

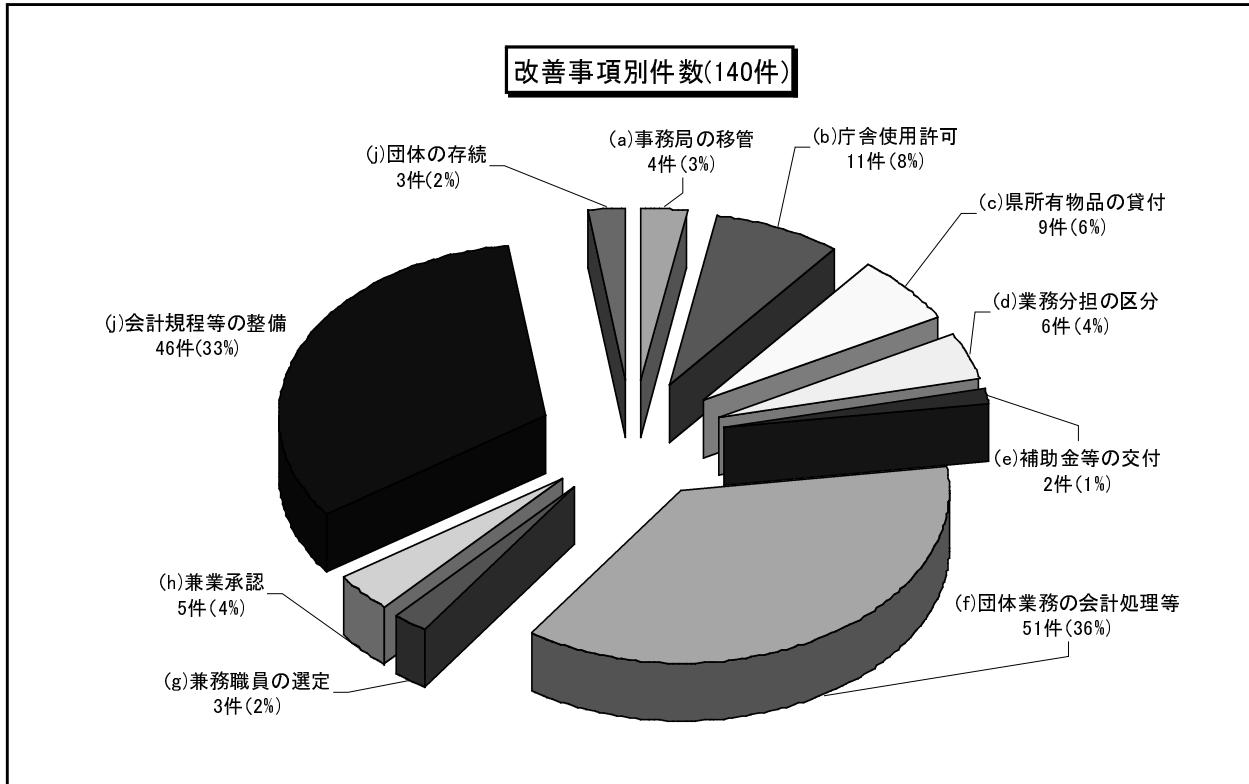
本部等名	総団体数	会計事務に県関与団体数	1団体当たりの会計担当県職員数			
			1人	2人	3人	未担当
統括本部	2	2	2			
くらし環境本部	4	4	3			1
健康福祉本部	3	2	1			1
農林水産商工本部	7	7	6			1
生産振興部	7	7	7			
県土づくり本部	5	5	4		1	
交通政策部	4	4	4			
経営支援本部	1	1	1			
教育委員会	23	23	22			1
警察本部	2	1		1		
総計	58	56	50	1	1	4

## (6) 団体における会計規程の整備状況

会計事務については、多くの団体で県財務規則の準用等による処理がなされているものの、44団体で会計規程が未整備の状況となっていた。

本部等名	総団体数	会計事務に県関与団体数	規 程 の 整 備 状 況	
			会計規程整備	会計規程未整備
統括本部	2	2		2
くらし環境本部	4	4	1	3
健康福祉本部	3	2		2
農林水産商工本部	7	7	2	5
生産振興部	7	7		7
県土づくり本部	5	5	1	4
交通政策部	4	4		4
経営支援本部	1	1		1
教育委員会	23	23	7	16
警察本部	2	1	1	
総計	58	56	12	44

#### 4 改善事項別件数



## 5 団体業務の県事業との関連性等について

### (1) 団体業務の県事業との関連性

- ① 法令に基づき、県に人的支援を義務付けられている県職員の福利厚生業務（会員福利厚生業務）を実施（1団体）
- ② 県事業と一体的な業務を実施（主に県民等普及啓発業務）（32団体）
- ③ 会員（県職員以外）の親睦を目的に設立されているが、主に県産業振興の支援活動業務（県支援業務）を実施（1団体）
- ④ 主に会員の資質向上を目的とした業務（会員研修業務）を実施
  - (ア) 会員の全部又は多くが県職員の場合（10団体）
  - (イ) 会員の全部又は多くが県職員以外の場合（14団体）

### (2) 団体の事務局を県の庁舎内に置く理由

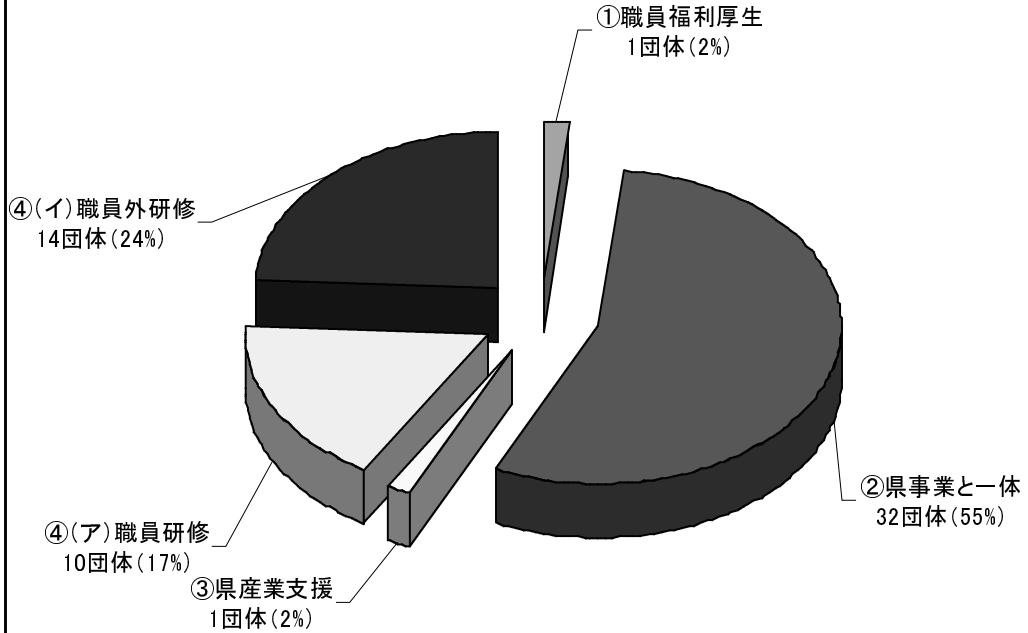
- (a) 県が人的支援をすべきと法令等に明示されているから（1団体）
- (b) 団体業務を推進することが県の責務と考えられるから（8団体）
- (c) 団体業務に県の施策を反映させる必要があるから（7団体）
- (d) 県が保有する人的・物的財産を活用することにより、県が最も効率的に団体業務を実施できると考えられるから（4団体）
- (e) 団体業務における県の位置づけからみて、会員相互のまとめ役・連絡調整役として、県が最も適任だと考えられるから（31団体）
- (f) 会員（県以外）が県に申請手続を行う上で便利だと考えられるから（1団体）
- (g) 県以外に事務局を担う体制が整っている団体がないと考えられるから（6団体）

### (3) 「県事業との関連性」及び「事務局を県の庁舎内に置く理由」別団体数調

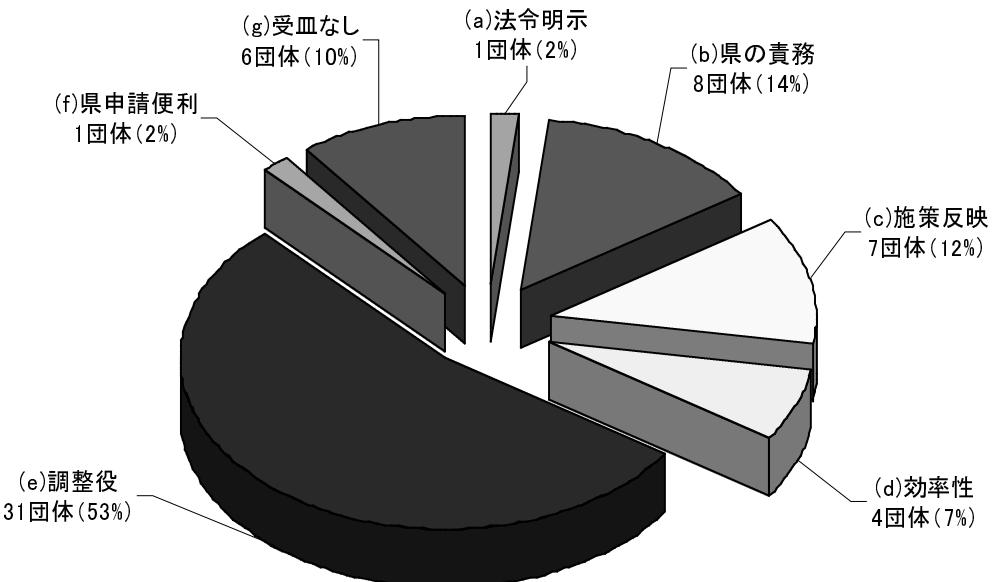
事務局を県の庁舎内 に置く理由 県事業との関連性	(a) 法令 明示	(b) 県の 責務	(c) 県施策 に反映	(d) 効率 的	(e) 連絡 調整役	(f) 県申請 に便利	(g) 他に受 皿なし	合計
①会員福利厚生業務	1							1
②県事業と一体的な業務		5(1)	5	3	17(1)		2	32(2)
③主に県産業振興支援業務							1	1
④(ア)主に県職員研修業務					10			10
④(イ)主に県職員以外研修 業務			3	2	1	4(2)	1	3(3) 14(5)
合 計	1	8(1)	7	4	31(3)	1	6(3)	58(7)

※ ( )内の数字は内書きで、団体の事務局移転又は団体廃止の検討を要する団体数を示す。

### 「県事業との関連性」別状況図



### 「事務局を県の庁舎内に置く理由」別状況図



## 6 個表における「評価結果図(レーダーチャート図)」について

### (1) 評価項目の設定と評価結果の表示

今回の行政監査では、所管機関の監査対象団体に対する関与について、6つの監査の着眼点を評価項目として評価を行い、その結果をレーダーチャート図により表示している。

評価項目	評価事項
事務局設置の合理性 〔県の庁舎を県以外の団体に使用させることに問題はないかの観点〕	①団体は県の庁舎を使用する者として適切か。 ②県事業と団体業務に関連性は認められるか。 ③団体の事務局用に県の庁舎を使用させる合理的な理由はあるか。 について評価する。
事務局設置手続 〔使用許可申請手続等に問題はないかの観点〕	①使用許可の手續は適正か。 ②使用料は適正に納入されているか。 ③管理費は適正に納入されているか。 について評価する。
業務区分の明確化 〔県と団体間の業務処理区分に問題はないかの観点〕	①県と団体間で経費支出は明確に区分されているか。 ②県所有物品等の使用手續は適正か。 ③県と団体の身分を区別して決裁等の事務処理が行われているか。 について評価する。
団体支援の状況 〔補助金等の交付や団体業務処理に問題はないかの観点〕	①補助金等の交付手續は適正か ②会計処理等の事務手續は適正か ③決算規模は適正か について評価する。
県の関与のあり方 〔関与手続や団体での業務体制に問題はないかの観点〕	①関与している職員の職、数は適正か。 ②兼務手續は適正か。 ③会計処理に関する規程は整備されているか。 について評価する。
団体のあり方 〔団体を存続させることに問題はないかの観点〕	①設立目的は社会経済情勢に適合しているか。 ②活動内容等からみて、今後も県が担うべきか。 ③団体活動は県の組織及び運営の合理化に資するものか。 について評価する。

## (2) 評価の考え方

評価は、評価事項について、「改善を要するもの」がない評価項目は満点とし、「改善を要するもの」があれば、次第に減点する方式により行っている。これは、県の団体に対する関与は、適正になされることが当然であるとの考え方によるものである。

## (3) 評価の方法

- ① 6つの評価項目の中の3つの評価事項それぞれについて、次のとおり点数化を行う。

評価事項に改善を要する事項がない場合→+ 1

評価事項に該当しない場合→0

評価事項に改善を要する事項がある場合→- 1

- ② 各評価項目ごとに、次の式により算出した合計点に応じて、下表により5段階評価を行う。ただし、「評価事項点数の絶対値の合計」が「0」の場合は、所管機関に不適正な関与はないので、「評価項目の評価」は「5」として取り扱う。

$$\text{合計点} = 3 \times (\text{評価事項点数の合計}) / (\text{評価事項点数の絶対値の合計})$$

合 計 点	評価項目の評価
+ 3	5
+ 1	4
0	3
- 1	2
- 3	1